

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第八章 賃金政策

第一節 政府の公務員給与ベース対策と人事院勧告

一、給与白書の発表(二月三日) 昨一九四九年一二月四日の人事院の公務員給与改訂(七、八七七円ベース)勧告に対して政府は当初からこれに応じがたいとの態度をとっていたが、五〇年二月三日の閣議で正式に公務員の給与は改訂しないという見解を明かにした給与白書を決定し同日これを発表した。この給与白書の骨子とするところは、

(イ)人事院勧告による一昨年七月基準は妥当でなく現行給与の実施の昨年三月を昨年一〇月と比較すればCPSは下降している。

(ロ)人事院勧告を実施すれば、中央、地方合計六〇〇億の支出増しとなり、鉄道運賃、郵便料金などの引上げか人員整理で賄う他ない。

(ハ)民間給与水準と公務員の給与ベースとの差は僅少になってきている。

(ニ)当面の給与対策としては、シャウプ勧告案以上の減税措置、生活必需品の増配により生計費の軽減を計る。

といったものであり、要するに労働力の再生産条件を確保するための賃金問題は、それ自体としては問題とすべきではなく、より広汎な財政金融政策の枠の中でそれに従属する問題として取扱うべきであり、要するに低賃金政策の基調は貫かれなければならないというにあった。政府の給与白書は左記の如くである。

国家公務員の給与に関する資料

一、現行給与

(一)国家公務員の現行給与制度は、昭和二三年法律第二六五号政府職員の新給与実施に関する法律によるものであって、いわゆる六、三〇七円ベースと称せられるものである。(注 ここに六、三〇七円というのは、俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれについての基準的平均額を合算したものであって、現実の全公務員給与の平均額ではない)。右の新給与法は昭和二四年一月一日に施行せられたが、その適用は前年一二月一日よりとなっており、給与額としては、昭和二四年一月及び二月分の一部を昭和二三年一二月に繰上げて支給した形になっているから、いわゆる六、三〇七円ベースが完全に実施されたのは昭和二四年三月ということになる。

(二)そこで今六、三〇七円ベースが完全に実施された昨年三月以降について、物価水準の推移を見るため昨年三月の消費者実効価格指数を一〇〇とすれば、同年一〇月には九七・八、一一月九三・九、一二月九五・八となって、大体低落の傾向が見られ、従って国家公務員の実質給与も昨年三月を一〇〇として、一〇月一〇二・二、一一月一〇六・三、一二月一〇四・二と概ね向上の線を示している(資料一)。

なお、今後補給金の削減等に伴い、一部公定価格の若干の引上げがあるにしても、現実の需給関係に基く闇及び自由価格の値下りによって、消費者実効価格は更に漸落することが見込まれ、その結果として公務員の実質給与も今後引続き一段と改善を見るものと予想される。

(三)公務員給与と民間給与との関係については、現存する統計資料の関係上厳密な比較をなし得ないので正確な判断は困難であるが、いま実態調査に基く国家公務員の実際給与平均額(俸給扶養手当及び勤務地手当のほか、超過勤務地手当、特殊勤務地手当を含む)と毎月勤労統計による全国工業平均賃金とを一応比較してみると、昨年三月においては、前者は七、〇二九円、後者は八、二二五円であったが、一〇月においては、それぞれ七、二四六円、八、六二六円となり、その金額においても上昇率においても両者の開きは僅少に止まる(資料二)。

なお、右に引用した毎月勤労統計の工業平均賃金は、その調査対象の中心がいわゆる大工場におかれており、従って小規模企業従業員を含む労働者全体の賃金水準を示すものではないから、比較的低下水準にある中小規模企業の賃金との較差を考慮に入れれば、真に網羅的な工業全体の平均賃金は、毎月勤労統計にあらわれた名目賃金を相当下廻るものとみられ、この点からも公務員の実際給与平均額は、民間給与と著しい開きはないものと判断されるのである。

二、給与引上げの困難性

国家公務員の現行給与は以上の如き状況にあるが、これについて、先に人事院より引上げの勧告をなされたことは周知の通りである。然し国家公務員の実質給与が上述のように漸次向上しつつある現状に照し、この際勧告に応じて給与ベースの引上げを行うことは、決して時宜を得たものとはいえず、このような措置が結局は、漸く軌道に乗って来たわが国の財政経済の安定と再建の達成を遅延せしめることになることを思えば、その妥当ならざることはいうまでもないであろう。

三、当面の給与対策

公務員の給与ベースは、以上のような諸理由に基き現在更にこれを引上げることは、行い得ないが、公務員の生活の安定と向上を図ることは、もとより緊要のことであるから、当面の給与対策としては、次の如き諸施策によって、国家公務員の実質給与の一層の充実を図ることとしたい。

(1)減税—昭和二五年度においては、シャープ勧告案以上の減税措置を実施することになっているが、所得税、織物消費税、取引高税等につき、所期の程度の軽減が可能となれば、地方税の増徴と相殺しても標準世帯においては、六・八%前後の生計費の軽減が見込まれる(資料四)。

(2)生活必需品の増配—今後油脂、石鹼、繊維品の増配等を計画しているが、これが予定通り行われれば、これにより標準世帯において一・二%の生計費の軽減となる(資料四)。

(3)以上の(1)、(2)による生計費の軽減と地方貨物運賃引上げ、補給金の削減等による一部公定価格の上昇とを総合すれば、二五年度において、五・六%の生計費の軽減が見込まれる(資料四)。

この政府の給与白書発表に対して、人事院は同日次のような見解を発表して白書を反駁するとともに、七、八七七円ベースの勧告の妥当性を主張した。

人事院の見解

一、消費者実効価格(CPS)が一般的傾向として下降しつつあることは事実であるが、従来の季節変動からみて一月が最低であり、これを一般基準とみることは妥当でない。自由物価が低落し、公定価格が高騰することは俸給生活者にはあまり事情の好転とはいえず。

二、公務員給与と民間賃金との比較、名目的民間賃金の推移を工業平均賃金の推移にとってみると六、三〇七円ベース算出基準の二三年七月と二四年一〇月とを比べると七七・一%の上昇となっている。さらに人事院の二四年四月の民間給与実態調査によると同一条件における民間賃金は公務員に比し約三五%上回っている。したがって当時の落差三五%は依然として持越されている。官庁と民間との比較は当然大規模民間企業賃金との比較すなわち工業平均賃金と比較すべきであり、政府のいう使用人三〇人未満の中小企業との比較は無意味である。

三、物価と賃金 政府職員の賃金を引上げても均衡財政の下にあっては生産コストにはひびかず、購買力の増加も二・二%にすぎない。また現在の金融情勢では民間でさほどの賃上も考えられない。

四、当面の給与対策 減税、政府の資料は平均的数値をとったもので利益を受ける階級については触れていない。価格改訂と減税とをならみ合せれば年収五万円、独身者は〇・三四%、同一五万円の夫婦子供二人のものは四・四四%の生計費減となり、収入と家族の多い者にのみ有利となり相対的には公務員と民間との落差を拡張する作用をするにすぎない。

また、国会闘争共同委員会はこの政府給与白書に憤激して二月七日次のような反駁声明を発表した。

政府給与白書に対する反駁声明 国会闘争共同委員会

政府は二月三日給与白書を発表して公務員の給与ベースは改訂せずとの方針を強引に宣伝している。

この給与白書は一般勤労階級の犠牲の上に立つた大資本家擁護の政府の一貫した政策のあらわれで、法律を無視し、然も信憑性のない資料をもって「ベース改訂を行えば、経済安定が不可能になる」というが如きは甚だしく国民を偽瞞するものであり、民主的労組の結集体としてのわれわれ国会闘争共同委員会傘下二〇万労働者の断じて納得の出来ないところである。以下その不合理性の主なる点をあげて指摘すれば、

(一)政府は、実質賃金が向上しつつあり且つ民間給与との差も極めて僅小であるとしているが、法律的に、又政府の作成せる経済諸指数よりしても明かに矛盾と偽瞞にみちている。即ち、

1、政府は現行給与制度が昨年三月より実施せられたが故に、それを以って実質賃金指数の基準時としているが、新給与実施法二六五号第三二條は一昨年一二月一日から適用すると規定し同法第一條は人事院の勧告した給与計画を原則的に承認するとあり、更に勧告は算定基準を一昨年七月であることを明記している。それ故実質的にも形式的にも一昨年一月を基準時とすべきは当然であり、政府の態度は自らの手で自らの作った法律を蹂躪しんとする態度に外ならない。

2、一昨年七月を基準時とする昨年七月の消費者物価指数(CPI)は三〇%、実態生

計費(CPS)は三七%、民間賃金(毎月勤労統計工業平均)は七二%夫々上昇していることが明らかな限り、公務員の実質賃金の低下は明白であり政府の主張の低米価、低賃金、重税の経済政策よりみても、偽瞞の外何ものでもない。

3、民間賃金との差は毎月勤労統計よりみても二、〇〇〇円以上の差があり、たとえ政府は減税、増配等により生計費を軽減するとしてもそれは公務員のみを対象とするものでない限り民間給与との差には何等変更はない。

(二)政府は人事院勧告を実施するには更に六〇〇億の予算を要するといっているが給与所得税のはね返しを見れば三八五億で賄えるものである。又これが実施には増税或は鉄道運賃、通信料金の値上げ、或は二割前後の行政整理をなさねばならぬとして与論の支持の切崩策と公務員の脅迫をはかっているがわれわれはその悪辣な態度に憤激を覚えるのみである。更にこの程度の予算は枠内操作により出来るものであり、改訂をなせば減税及び均衡財政並びにこれに基く金融政策の調和、運営が著しく阻害を来す云々といっているが、この独占金融資本に奉仕する財政々策を改めてこそ勤労大衆の希望に副うものといえよう。

(三)政府は物価との関係を述べているが、物価への減税或は生活必需物資の増配による生計費の軽減も国民の既に信用するところのものではない。

(四)政府の掲げる資料は一貫性なく、仮想の然も一方的に偏した標準の上に立ち事実を歪曲するも甚だしいと言わざるを得ない。

1、政府の資料にあらわれている平均家族構成五人は、公務員の実態平均家族二・六人と比較すれば余りにも懸隔あり、公務員の家計はかえって上昇するのである。

2、公務員の現在給与ベース(実質的な)を七、二四六円としたその内容に於いて超過勤務手当を五一四円としているのは法律違反を命じなければ算出出来ない数字であり、殺人的労働強化の上に立ったものである。

3、民間給与との比較において中小企業の賃金との比較のみにふれて、大企業の賃金との比較にふれていない点も全く作為的である。

此処においてわれわれは憲法に保証された労働者の基本的生活権確保の爲に、かかる虚構的宣伝に迷わされることなく、あくまで要求貫徹の闘いをつづけるものであり、その第一段階として人事院の給与ベース改訂の勧告を一応支持し、先に発表せる基本線に立って、即時ベース改訂実現の為に断乎闘うものである。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

